

## 阿智村緊急雇用奨励補助金交付事業 申請方法について

標記補助金につきまして交付を希望される事業者の方は、下記により申請手続きをお願いいたします。（詳細は要綱及び実施要領をご覧ください）

### 記

#### 1 申請時期

平成22年4月1日から受付を開始します。

新規高卒者等の雇用を開始した日から3月以内に申請をお願いします。

#### 2 申請に必要な書類

申請にあたり、「交付申請書」（別紙）に以下の書類を添えて提出してください。

（法人事業者・個人事業者共通）

(1) 雇用した者が新規高卒者等であることを証明する書類

（卒業証明書の写し又は卒業証書等の写し）

(2) 交付申請者に係る市税完納証明書

(3) 新規高卒者等に係る労働条件通知書等の写し（別紙参考様式）

※労働条件の内容がわかる「辞令の写し」や「雇用契約書の写し」等でも可

(4) 新規高卒者等を対象に実施する研修内容を記した書類（研修計画書等）

（法人事業者の場合）

(1) 雇用した新規高卒者等に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

（注）事業所の登記事項証明書は市で確認いたしますので添付は不要です。

（未登記の場合は事業を行っていることを確認できる書類を求めることがあります）

（個人事業者の場合）

(1) 事業を行っていることを証明する書類（所得税申告書等の写し）

※個人事業者で住民税申告者の方は、お申し出ください。

(2) 新規高卒者等を個人事業の従事者として雇用した証明書（就労証明書等：任意様式）

(3) 雇用した新規高卒者等に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

雇用した新規高卒者等が所得税法上の事業専従者である場合は、同居の親族であることを証明する書類（住民票等の写し）

※個人事業者の村税完納証明書については、事業所の所在地と代表者の住所地が異なる場合は、事業所に係るもの（固定資産税等）。テナントでの営業で課税対象でない場合は、その旨を記載した書類（任意様式）を添付してください。

（注意事項：法人/個人共通）

(1) 新規高卒者等の所在地が阿智村内又は飯田市及び下伊那郡であることが要件になります。（ただし、新規高卒者等が研修として一時的に地域外に転出する場合、阿智村内又は飯田市及び下伊那郡内に本社のある事業者が、新規高卒者等を飯田下伊那地域外の

事務所等に就業させる場合を除く)

(2) 新規高卒者等の住所地は以下に記載する「実績報告」時に確認させていただきます。

### 3 申請先（提出先） 阿智村役場 協働活動推進課

### 4 交付決定

提出いただいた申請書等について内容を審査させていただいた上で、書面でご連絡いたします。（内容についてご照会させていただくことがあります）

### 5 実績報告、補助金の請求

新規高卒者等の雇用を開始した日から6月を経過した日から平成23年3月7日までの間に「実績報告書」（別紙）に所定の書類を添えて提出してください。

実績報告書を確認後、市役場から補助金の「確定通知」をお送りしますので、補助金の「請求書」の提出をお願いいたします。

請求書の提出後、指定の口座に補助金をお振込みいたします。

※実績報告前でも補助金の概算払いを受けることができます。

市役場から「補助金交付決定通知」が届いた後「概算払い請求書」を提出してください。

### 6 交付決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の一部又は全部の取消しを行います。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき 交付した額の全額

(2) 新規高卒者等の雇用を開始した日の属する月から起算して3月以上6月以内に新規高卒者等が退職したとき又は新規高卒者等を解雇したとき 当該新規高卒者等の人数に25万円を乗じた額

(3) 新規高卒者等の雇用を開始した日の属する月から起算して3月未満のうちに新規高卒者等が退職したとき又は新規高卒者等を解雇したとき 前号の規定にかかわらず、当該新規高卒者等の人数に50万円を乗じた額

(4) 前2号に該当する場合で、新規高卒者等の退職又は解雇についてやむを得ない特別な事情があると村長が認めたとき 村長の認める額

(5) 新規高卒者等の雇用を開始した日の属する月から起算して6月以内に阿智村内又は下伊那郡内に住所を有しなくなったとき 村長の認める額

### 7 雇用状況の報告

新規高卒者を雇用した月の属する年度から平成23年度までの毎年度の新規高卒者等の雇用状況について、「雇用状況報告書」を提出してください。

報告は、当該年度の翌年度の4月末日までに行ってください。

### 8 お問い合わせ先

〒395-8501 長野県阿智村駒場483 阿智村役場 協働活動推進課

TEL 0265-43-2220 内線512 FAX 0265-43-2351

E-mail : info@vill.achi.nagano.jp

## 阿智村緊急雇用奨励補助金 Q & A

平成22年 3月12日  
阿智村役場 協働活動推進課

### 【申請時の添付資料について】

Q 雇用した者が新規高卒者等であることを証明する書類として、卒業証書の写しでよいか  
A 可。 また卒業証明書の写しも可

Q 個人事業者の村税完納証明書について、事業所の所在地と代表者の住所地が異なる場合は、どこの市町村のものが必要か  
A 事業所に係るもの（固定資産税等）についての完納証明書を、当該市町村から入手してください。

Q 新規高卒者等に係る労働条件通知書等の写しとは何か  
A 労働基準法第15条に規定される、労働条件（契約期間、就業場所、業務内容、就業時間等を明示する書面です。労働条件の内容がわかる「辞令の写し」や「雇用契約書の写し」等でも可

Q 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」とは何か  
A 被雇用者の雇用保険資格の取得の際にハローワークから事業所に出される通知です。

Q 法人であるが事業所の登記事項証明書は必要ないか  
A 村で各事業所の登記事項を確認しますので、提出の必要はありません。ただし未登記の場合は事業を行っていることを確認できる書類を求めることがあります。

Q 個人事業者だが、雇用した新規高卒者等が息子であり雇用保険に加入できないため、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」を取得できない  
A 雇用した新規高卒者等が所得税法上の事業専従者である場合は、同居の親族であることを証明する書類（住民票等の写し）を提出してください。

Q 法人であるが、雇用した高校生の住民票は必要か  
A 申請時には不要です。ただし実績報告時に住所等を記載した書類（別紙）の提出が必要です。

### 【交付要件について】

Q 飯田下伊那地域外の高校を卒業する生徒を雇用するが対象になるか  
A ならない。飯田下伊那地域にある高校等が対象となります。

Q 採用後、雇用した者を一定期間地域外の事業所で研修させるため飯田下伊那地域から転出する場合は該当するか

A 新規高卒者等の住所地が阿智村内又は飯田市及び下伊那郡であることが要件になります。ただし新規高卒者等が研修として一時的に地域外に転出する場合、阿智村内又は飯田市及び下伊那郡内に本社のある事業者が、新規高卒者等を飯田下伊那地域外の事務所等に就業させる場合も交付の対象となります。(実績報告時にその旨記載してください)

Q 当初、アルバイトで採用しその後正社員に登用した場合は対象になるか

A 2010年9月1日までの間に正社員として雇用を開始した場合は対象となります。

Q 飯田下伊那地域外に本社のある事業者で地域内に事業所を有するが、雇用した者の就業場所が地域外の場合は対象となるか。

A ならない。飯田下伊那地域内の事業所に勤務することが要件となります。ただし研修等のため一時的に地域外の事業所で就業し、一定期間後に地域内の事業所に就業する場合は対象となります。

#### 【その他】

Q H23年度以降もこの事業は実施されるか

A 本事業はH22年度の新規事業であり、その効果等を検証した上で、継続、改善も含め翌年度以降の事業を検討していきます。